

○田原本町ブロック塀等撤去費等補助金交付要綱

令和元年6月11日

告示第53号

改正 令和2年4月30日告示第39号

令和3年4月19日告示第35号

(趣旨)

第1条 町長は、ブロック塀等の倒壊による人的被害の防止及び避難経路の確保を図り、安全で災害に強い地域づくりを推進するため、ブロック塀等の撤去又は改修に要する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、田原本町補助金等交付規則（平成24年6月田原本町規則第9号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック造、石造、れんが造その他の組積造又は補強コンクリートブロックの塀をいう。
- (2) 道路等 国道、県道、町道及び園児の通園又は児童若しくは生徒の通学の用に供する道として田原本町教育委員会が認めるものをいう。
- (3) 軽量フェンス等 ネットフェンス、アルミフェンス等のフェンス類その他塀と同等の機能を有すると認められるもの（これらに付随する門を含む。）で、基礎の高さが地盤面より0.6m未満のものをいう。

(補助対象工事)

第3条 補助の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次のいずれかに該当する工事とする。

- (1) ブロック塀等（次に掲げる要件の全てを満たす部分に限る。）を撤去する、又は高さを0.6m未満にする工事（以下「ブロック塀等撤去工事」という。）。ただし、ブロック塀等撤去工事の後に新たに地盤面から0.6m以上の高さのブロック塀等を設置した場合は、補助の対象としない。
ア 道路等に面して町内に設置されていること。

イ 道路等からの高さがブロック塀等と道路等の境界までの水平距離に0.6mを加えた高さ以上であること。

ウ 点検表1（様式第1号）又は点検表2（様式第2号）による点検結果で不適合が1項目以上あること。

(2) ブロック塀等撤去工事と併せて、撤去したブロック塀等に代わる軽量フェンス等を設置する工事（以下「ブロック塀等改修工事」という。）

（補助対象者）

第4条 補助の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 補助対象工事を実施するブロック塀等の所有者又は管理者

(2) 本人及びその世帯員全員が市町村税等を滞納していないこと。

(3) 本人及びその世帯員全員が田原本町暴力団排除条例（平成23年12月田原本町条例第21号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員若しくは暴力団員等又はこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。

(4) 以前にこの要綱による補助金の交付を受けていない者

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象工事を実施する前に、ブロック塀等撤去費等補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 補助対象工事を実施するブロック塀等の位置図及び写真

(2) 点検表1（様式第1号）又は点検表2（様式第2号）

(3) 点検表1又は点検表2の点検結果に不適合があるとき、不適合を証する写真等の書類（適合するかどうかの判断ができない場合を除く。）

(4) 補助対象工事に要する経費の見積明細書等の写し（補助対象工事の内容がわかるものに限る。）

(5) 本人及びその世帯員全員が市町村税等を滞納していないことを証明する書類

(6) ブロック塀等撤去工事を行う場合にあっては、ブロック塀の設置に関する誓約書（様式第4号）

(7) 補助対象工事の配置図、平面図、立面図等

(8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
（補助金の交付決定等）

第7条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定したときは、当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定した場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

3 補助金の交付は、同一の利用に供されている一団の土地につき1回限りとする。

（工事の着手）

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）は、当該通知を受けた日から30日以内に補助対象工事に着手するものとし、当該工事に着手したときは、工事着手届（様式第5号）を直ちに町長に提出しなければならない。

（申請内容の変更又は中止の届出）

第9条 補助金交付決定者は、第6条の規定により申請した内容を変更し、又は補助対象工事を中止しようとするときは、速やかにブロック塀等撤去費等補助金交付申請変更・中止届（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する届出を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付決定者に通知するものとする。

（完了報告）

第10条 補助金交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、完了報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、町長が別に定める期日までに町長に提出しなければならない。

(1) ブロック塀等の工事後の写真（ブロック塀等改修工事にあつては、ブロック塀等撤去工事後及び軽量フェンス等設置後の写真）

- (2) 工事請負契約書の写し
- (3) 補助対象工事に要した経費の領収書の写し
- (4) ブロック塀等改修工事にあつては、軽量フェンス等設置後の配置図、平面図、立面図等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(補助金の交付)

第11条 町長は、前条に規定する報告書を受領したときは、その内容を審査し、
適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助金交付決定者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた補助金交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、ブロック塀等撤去費等補助金交付請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定による補助金の請求があつたときは、その内容を審査し、
適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。
(交付決定の取消し等)

第12条 町長は、補助金交付決定者が次のいずれかに該当するときは、補助金の
交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) ブロック塀等撤去工事の後に新たに地盤面から0.6m以上の高さのブロック塀等を設置したとき。
- (4) 第7条第2項の規定により町長が補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (5) この要綱の規定に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合であつて既に補助金を交付しているときは、当該取消しに係る部分に関し期間を定めて、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月11日から施行する。

附 則（令和2年4月30日告示第39号）

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則（令和3年4月19日告示第35号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月19日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の田原本町ブロック塀等撤去費等補助金交付要綱様式第3号、様式第7号及び様式第8号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第5条関係）

補助対象工事	補助対象経費	補助金の額
ブロック塀等撤去工事	ブロック塀等を撤去する工事に要する経費	補助対象経費を撤去するブロック塀等の長さ（その長さの単位はメートルとし、その長さに小数点1位未満の端数があるときはこれを切り捨てた長さとする。）で除して得た額（その額が10,000円を超えるときは、10,000円とする。）に撤去するブロック塀等の長さを乗じて2で除して得た額とし、100,000円を限度とする。
ブロック塀等改修工事	次に掲げる工事に要する経費の合計額とする。 (1) ブロック塀等を撤去する工事に要	(1) 補助対象経費を撤去するブロック塀等の長さ（その長さの単位はメートルとし、その長さに小数点1位未満の端数があるときはこれを切り捨てた長さとする。）で除して得た額（その額が10,000円を超えるときは、10,000円とする。）に撤去するブロック塀等の

	<p>する経費</p> <p>(2) 軽量フェンス等を設置する工事に要する経費</p>	<p>長さを乗じて2で除して得た額とし、100,000円を限度とする。</p> <p>(2) 補助対象経費を設置する軽量フェンス等の長さ（その長さの単位はメートルとし、その長さに小数点1位未満の端数があるときはこれを切り捨てた長さとする。）で除して得た額（その額が10,000円を超えるときは、10,000円とする。）に設置する軽量フェンス等の長さを乗じて2で除して得た額とし、100,000円を限度とする。</p>
--	---	--

様式第1号（第3条、第6条関係）

点検表1 補強コンクリートブロック塀の場合

点検項目		点検内容	点検結果	
			適合	不適合
1	高さ	2. 2 m以下	はい	いいえ
2	壁の厚さ	高さ2 mを超える塀で15 cm以上	はい	いいえ
		高さ2 m以下の塀で10 cm以上	はい	いいえ
3	鉄筋	壁内に直径9 mm以上の鉄筋が、縦横とも80 cm間隔以下で入っており、縦筋は壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされている。	はい	いいえ
4	控え壁 (高さ1.2 mを超えるとき)	塀の長さ3.4 m以下ごとに、直径9 mm以上の鉄筋が入った控え壁が塀の高さの1/5以上突出してある。	はい	いいえ
5	基礎 (高さ1.2 mを超えるとき)	丈が35 cm以上で根入れ深さが30 cm以上の鉄筋コンクリート造の基礎がある。	はい	いいえ
6	傾き、ひび割れ	全体的に傾いていない、1 mm以上のひび割れがない。	はい	いいえ
7	ぐらつき	人の力でぐらつかない。	はい	いいえ
8	その他	塀が土留め壁を兼ねていない、玉石積み擁壁等の上でない。	はい	いいえ

※適合するかどうか判断ができない場合は、「いいえ」を選択する。

様式第2号（第3条、第6条関係）

点検表2 組積造の場合（鉄筋が入っていないコンクリートブロック塀を含む。）

点検項目		点検内容	点検結果	
			適合	不適合
1	高さ	1. 2 m以下	はい	いいえ
2	壁の厚さ	各部の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上ある。	はい	いいえ
3	控え壁	塀の長さ4 m以下ごとに壁面からその部分の壁の厚さの1.5倍以上突出している、又は壁の厚さが必要寸法の1.5倍以上ある。	はい	いいえ
4	基礎	根入れ深さが20 cm以上ある。	はい	いいえ
5	傾き、ひび割れ	全体的に傾いていない、1 mm以上のひび割れがない。	はい	いいえ
6	ぐらつき	人の力でぐらつかない。	はい	いいえ
7	その他	塀が土留め壁を兼ねていない、玉石積み擁壁等の上でない。	はい	いいえ

※適合するかどうか判断ができない場合は、「いいえ」を選択する。

様式第 3 号 (第 6 条関係)

年 月 日

田原本町長 殿

申請者

住 所

氏 名

印

電話番号

ブロック塀等撤去費等補助金交付申請書

田原本町ブロック塀等撤去費等補助金交付要綱第 6 条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

ブロック塀等の所在地	田原本町			
ブロック塀等の高さ・長さ	高さ	m	長さ	m
補助対象工事種別	<input type="checkbox"/> ブロック塀等撤去工事		撤去する塀の長さ	m
	<input type="checkbox"/> ブロック塀等改修工事		撤去する塀の長さ	m
				設置する軽量フェンス等の長さ
補助対象経費				
工事予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日			

<添付書類>

- ・補助対象工事を実施するブロック塀等の位置図及び写真
- ・点検表 1 (様式第 1 号) 又は点検表 2 (様式第 2 号)
- ・点検表 1 又は点検表 2 の点検結果に不適合があるとき、不適合を証する写真等の書類 (適合するかどうかの判断ができない場合を除く。)
- ・補助対象工事に要する経費の見積明細書等の写し (補助対象工事の内容がわかるものに限る。)
- ・本人及びその世帯員全員が市町村税等を滞納していないことを証明する書類
- ・ブロック塀等撤去工事を行う場合にあっては、ブロック塀の設置に関する誓約書 (様式第 4 号)
- ・補助対象工事の配置図、平面図、立面図等

(裏)

私（申請者）及びその世帯員全員が田原本町暴力団排除条例（平成23年12月田原本町条例第21号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員若しくは暴力団員等又はこれらのものと密接な関係を有する者でないことを誓約します。

申請者

住 所

氏 名

印

様式第4号（第6条関係）

ブロック塀等の設置に関する誓約書

年 月 日

田原本町長 殿

申請者 住 所

氏 名 印

（氏名は自署してください。）

私は、田原本町ブロック塀等撤去費等補助金の対象となる範囲において、今後、新たに地盤面から0.6m以上の高さのブロック塀等を設置しないことを誓います。

なお、田原本町ブロック塀等撤去費等補助金交付要綱第12条第1項のいずれかに該当することになったときは、同条第2項の規定により補助金の全部又は一部を返還します。

【説明】

（交付決定の取消し等）

第12条 町長は、補助金交付決定者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) ブロック塀等撤去工事後に新たに地盤面から0.6m以上の高さのブロック塀等を設置したとき。
- (4) 第7条第2項の規定により町長が補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (5) この要綱の規定に違反したとき。

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

田原本町長 殿

申請者

住 所

氏 名

印

電話番号

工事着手届

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた補助対象工事に着手しましたので、田原本町ブロック塀等撤去費等補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

ブロック塀等の 所 在 地	田原本町
着 手 日	年 月 日
完 了 予 定 日	年 月 日

様式第 6 号 (第 9 条関係)

年 月 日

田原本町長 殿

申請者

住 所

氏 名

印

電話番号

ブロック塀等撤去費等補助金交付申請変更・中止届

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた次の物件について申請内容を変更・中止しますので、田原本町ブロック塀等撤去費等補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

ブロック塀等の 所 在 地	田原本町
変 更 の 内 容	
変 更 ・ 中 止 の 理 由	

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

田原本町長 殿

申請者

住 所

氏 名

印

電話番号

完了報告書

年 月 日 第 号で交付決定を受けた補助対象工事を完了しましたので、田原本町ブロック塀等撤去費等補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

ブロック塀等の 所 在 地	田原本町
工 事 完 了 日	年 月 日
工 事 金 額	円

<添付書類>

- ・ブロック塀等の工事後の写真（ブロック塀等改修工事にあつては、ブロック塀等撤去工事後及び軽量フェンス等設置後の写真）
- ・工事請負契約書の写し
- ・補助対象工事に要した経費の領収書の写し
- ・ブロック塀等改修工事にあつては、軽量フェンス等設置後の配置図、平面図、立面図等

様式第 8 号 (第 1 1 条関係)

年 月 日

田原本町長 殿

請求者

住 所

氏 名

印

電話番号

ブロック塀等撤去費等補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定があった補助金について、田原本町ブロック塀等撤去費等補助金交付要綱第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり請求します。

1 補助金交付請求額 円

2 振込先

金融機関名	本店・支店		
預金種別		口座番号	
フリガナ 口座名義人			

様式第1号 (第3条、第6条関係)

様式第2号 (第3条、第6条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第6条関係)

様式第5号 (第8条関係)

様式第6号 (第9条関係)

様式第7号 (第10条関係)

様式第8号 (第11条関係)